【増田企画専門官】 それでは、先生方おそろいのようですので、ただいまから第19 回国土交通省政策評価会を開催させていただきます。

本日はご多忙のところ、先生方にはご出席を賜りまして、ありがとうございます。

なお、石田委員及び工藤委員につきましては本日ご欠席との連絡をいただいております。 まず、大変恐縮ですが、お手元の資料について確認をさせていただきたいと思います。 まず表紙、第19回政策評価会の議事次第、2枚目が事前送付資料一覧、申しわけござい ません、これは事前送付ではないですね、資料一覧ということになりますので訂正させて いただきます3枚目に座席表がございます。4枚目に政策評価会委員名簿となっております。

最新の職名等にしているつもりですが、万が一最新のものになっていない等ございましたら、後にでもお申しつけいただきますようお願いいたします。

その後が、資料1ということで分厚い平成20年度版政策評価レポートというのがございます。その後が、資料2-1ということでパワーポイントの資料でございますが、「政策評価基本計画等の変更について」がございます。その次に、資料2-2ということで、国土交通省政策評価基本計画というのがございます。その後、資料2-3ということで新旧対照表がございます。その後、2-4ということで、これは実施計画でございます。平成21年度、国土交通省事後評価実施計画でございます。その後、資料2-5ということで「政策アセスメントのあり方について(案)」というのがございまして、最後が資料2-6、行政支出総点検会議から示された「指摘事項~ムダ・ゼロ政府を目指して~」というものの一部抜粋をつけさせていただいております。

以上でございます。

万一欠けているものがございましたら、お申しつけいただけますようお願いいたします。 それでは、小島政策統括官からあいさつを申し上げます。

【小島政策統括官】 おはようございます。

第19回の政策評価会開会に当たりまして、ごあいさつ申し上げます。

金本座長をはじめ、委員の皆様方におかれましては、平素より国土交通行政に多大なる

ご支援、ご協力を賜り、まことにありがとうございます。

また、本日は年度末の大変お忙しいところ、さらには、足元の悪い中、ご出席を賜り、 重ねて御礼申し上げます。

本日の評価会では、まず平成20年度政策評価レポートについてご報告させていただく ほか、その後、国土交通省政策評価基本計画、及び、国土交通省事後評価実施計画の変更 等についてご審議いだきます。

まず、毎年度作成しております政策評価レポートを今年度も作成いたしておりますので、 先にご報告させていただきます。

次に、政策評価基本計画の変更についてでございますが、現在の基本計画は毎年度ローリングして改正することになっておりますが、実際のところは別紙の政策体系上の業績指針を更新するのみで、本文についてはほとんど見直したことがございませんでした。

平成14年の基本計画の策定以後、すでにほぼ7年が経過いたしまして、評価の仕組み は職員の業務として定着しつつあるところでございます。

しかしながら、前回の政策評価会でもご指摘をいただきましたように、評価書の内容について改善が必ずしも十分図れておらず、レベルの必ずしも高くない状態でルーチンワーク化している部分も散見されるところでございます。

また、当初より必ずしも基本計画策定時に考えていたスケジュールで評価活動が行われていないなど、計画と現況とが乖離するような事態も発生してきておりました。

そこで、今回評価内容の質の向上と評価手続の簡素、合理化による業務の改善を2つの 目標に掲げまして、基本計画の見直しを行っているところでございます。

政策評価制度は試行錯誤しながら改善していくものであろうと考えております。今回の変更はそれ自体はそれほど大規模なものではございませんが、今後さらに見直しを進めていく上で基礎となる内容を含んでいると考えております。

最後に、前回の政策評価会でご指摘がございました政策アセスメントのあり方について もご議論をいただきたいと存じます。

本日は以上のような内容についてご審議いただき、忌憚のないご意見を賜りますようお 願い申し上げ、私のごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

【増田企画専門官】 それでは、議事に入らせていただきます。

今後の議事進行は金本座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【金本座長】 早速でございますが、議題は(1)、(2) と2つに分れておりまして、(1)の政策評価レポートについてご説明をまずお願いいたします。

【増田企画専門官】 それでは、議題(1)の「平成20年度版政策評価レポートについて」ですが、資料1をご覧いただきたいと存じます。

これは例年、秋の評価会に提出していたものですが、平成20年度に行いました、平成19年度の成果に対する政策チェックアップなどを中心に書いております。この間に、政策目標、施策目標、業績指標からなる政策体系がかなり大きく変わったことを受けまして、第2部の内容はかなり変わっています。その内容を今回ご報告させていただきます。

なお、従来こういうA5サイズで発行しておりましたが、小さな字の表もございますことから、今回から冊子の大きさをこのA4サイズにしようと考えております。

例年そうですが、平成20年度版政策評価レポートでは政策チェックアップ、政策レビューにつきましては前年度の平成19年度の実績を評価しております。今回はこの後ご審議いただく基本計画の改正が夏ではなくてこの時期まで遅くなっておりますので、冊子の最後についている基本計画は現在の、つまり変更前の計画となっています。

ですから、例年と異なり、冊子の最後に参考についている政策評価基本計画に基づいて、 第2部の政策チェックアップなどの政策評価が実施されたということで、ある意味かえっ てまとまった形になってございます。

ごく簡単にご紹介いたしますと、まず最初に、国土交通省の政策評価のこれまでの変化、 経緯とその目的について概説しておりまして、このあたりは例年のものを事点修正したも のがほとんどでございます。

そして、56ページからの第2部でございますが、第1章、平成19年度政策チェック アップ結果概要となっておりまして、基本的にこの見開き2ページで一つの施策目標につ いてまとまって説明している形式になっております。

なお、これまでの評価会のご指摘を踏まえまして、評価としてB-2、このBは実績が目標達成に向けた成果を示していないというものです。そして、2は、それでいながら、現在の施策を維持するというものです。そういうB-2についてなるべく漏れなく説明をするようにしております。

見開きを見ていただきますと、最初の左側上の四角のところで、施策目標の内容と概要 を入れております。下の次の四角でそれに含まれる業績指標について、ここでは2つです が記述しております。 右のページに移って、最初の四角は主要な動向についてグラフで説明して、最後に業績 指標ごとに課題の特定と今後の取り組みの方向性をまとめるという形になっております。

その後、第2章でそれぞれの業績指標の定義を説明するページを入れてございます。

簡単ですが、このような内容になってございます。

以上です。

【金本座長】 ということでございますが、何かご質問とかご意見ございましたら、お願いいたします。

【山本委員】 では簡単に。特にはないのですが、改善点でいえば、強いて言えばということです。予算と成果の関係は政策目標レベルにおいてお書きいただいていますのでそれでいいというお考えもあるかと思うんですが、できれば政策を構成する施策にどういうふうに重点配分されたのかと、そういったことが分かるようなことが国民にとってはありがたいのではないかと思います。要するに、どういう方向にシフトされているのかということですね。

政策目標間のシフトというのはこれはなかなか政治的な配慮も必要ですから難しいと思いますが、そういうことをもしお願いできればと思いました。

それと、これは多分後で上山先生あたりからご指摘があるかもしれません。たまたまですけれども、57ページを見ていますと、こういうグラフ化する場合に、左側がメモリが38%からとしていて、右側は0からとしているのは、これはいろいろ操作的に使われる手法ではありますが、ちょっとどぎつい、どぎついというのかどうかわからないんですが、ちょっと微妙な問題があるかと思いますので、また他の先生方のご意見も頂けたらと思います。

特に後はございません。

【金本座長】 では。

【増田企画専門官】 ありがとうございます。参考にさせていただきたいと思います。 グラフにつきましてはご指摘のとおりでございますが、最終的に、ABC評価などをす るときにもこれを根拠にいたしますので、その辺の兼ね合いもあるかと思います。

ホームページで公表していますし、職員には政策評価レポートを配っておりますので、 そのあたりのことは大体頭に入っているのかなと思っております。

ただし、ご指摘につきましては検討させていただきます。

【上山委員】 いいですか。

【金本座長】 では、どうぞ。

【上山委員】 今のグラフですが、目盛りがゼロから始まらない縦軸がいっぱいある。 波線を入れた上で原点は必ずゼロにするという原則でどうですか。全部のページを見ると、 ああ、全部そうなんだと分かりますが、特定のページだけ見ると恣意的にみえなくもない。

【金本座長】 エクセルだとそういうの、やりにくいですよね。だから、やるんならば、 エクセルのアドインでそういうのができるものを提供しないと現場では難しい。

【増田企画専門官】 ありがとうございます。ご相談させていただきます。

【金本座長】 では、松田さん。

【松田委員】 すみません、ちょっとしばらく欠席していたのでピザ屋の質問になるかもしれないんですけれども、2つあります。

57ページのグラフですが、この調査は5年に1度の調査なので平成18年の実績はないということなんですが、直近の調査が15年にあったということと考えていいんでしょうか。そうすると、次の調査は20年になって、22年に目標を設定されておりますけど、22年に調査はあるのかどうか。元々のデータのとり方と目標設定の仕方に整合性があるのかどうかを教えていただきたい。

それから、53ページに政策群の記載がありますが、今回のこの国交省関係の11の政策群のうち、外国人が快適に観光できる環境の整備について今年度取りまとめる予定、と53ページの下に書いてありますが、ちょうど昨日に総務省から評価書をいただきました。そうすると、この報告書の問題ではないですが、政策群を総務省が政策評価するものと、例えば102ページに関連のチェックアップがありますが、ここでの自己点検と何か連動していることが記載されるのかどうかについて、2点教えてください。

【増田企画専門官】 ありがとうございます。

1点目ですが、こういうデータが出てこないようなものは幾つかありますが、その場合は結局データがあるものをつないで、そのトレンドで判断するという原則にしております。ですから、ちょっとこの場合はどうなるかわかりませんが、実績値を線で結んでそれを補正していくという形になると思います。

2点目の政策群についてお話がございました。今お話があったのは総務省が行政評価法に基づいて実施している統一性・総合性評価というもので、そのテーマというのはかなりこの政策群と重なります。先ほどの外国人観光客をテーマにいたしまして、先ごろ評価結果が出て、国土交通省も勧告を受けたところでございます。

総合性評価の中で様々なデータを使っていますので、今すぐ出ませんが、ご指摘のあったデータ、我々のチェックアップをそのまま使っていることはないと思いますけれども、当然訪日外国人旅行者数とか、日本人海外旅行者数などのデータは使っていたはずですので、我々のチェックアップの結果を見てではないと思いますけれども、大体同じような指標を使っているとは思います。ただ、向こうは総合性評価でございまして色々なデータを入れておりますので、その一部でしかないと思いますが、同じデータを使って評価はされていたと思っております。

ちょっと答えがずれていたらご指摘をいただきたいですが。

## 【金本座長】 よろしいですか。

いろんなタイプがありますが、今のは総務省が一応勝手にやるというそういうもので、 それは国土交通省の政策評価の中に入るものではないんだろうということですが、総務省 が取りまとめをしているんだけれども、各省でやったやつをまとめるというのもあって、 そういうものについては若干この中にリンクするかしないかというのはもうちょっと微妙 な話になるわけですね。

【増田企画専門官】 現実をもう少し申しますと、総務省が勝手にやるということはやるんですが、資料の提供は逐一求められますので、求められた資料はどんどん出していくという形になります。その中にこれがあったかどうかは今はっきりわかりませんが、そういう形ではあります。

【松田委員】 すみません、ちょっと質問が明確でなかったと思うんですけれども、ここで例えば102ページの124の指標の評価がB-1になっていますよね。目標あるいは当初の数字よりむしろ下がっているぐらいなので当然ですが。

たまたま総務省の評価もすごく低調だというご指摘があって勧告がされていると思うんですけれども、例えば評価に食い違い、自己評価と自己点検とそれがあるとき起こったりとかというときも、全然この自分たちのレポートの中にはそういうことをメンションしないで、もうそれはそれで置いていくのか、そういう取り扱いは全くメンションしないというものとして扱うのかどうかということをちょっとお聞きしたかったのです。

【増田企画専門官】 こちらのレポートの中でどう取り扱うかということですね、総務省の評価の内容ですね。

【小島政策統括官】 総務省の行政評価の結果を踏まえてこちらにフィードバックする かどうかということを。 【松田委員】 そのとおりですね。

【増田企画専門官】 今回の場合はこちらのチェックアップの方が決定が早いものですから無理でした。また、これはあくまで自ら評価でございますので、総務省の評価結果をどう扱うのかというのはちょっと難しいのかなと思います。

ただ、この評価を行った当該部局には今のご指摘を伝えて、検討させていただきたいと 思っております。

【竹田政策評価官】 今の点に関してですが、チェックアップ自身は、ちょっと変な言い方ですが、定点観測みたいなもので、業績指標を決めてそれが達成されたかどうかを見るという割と淡々としたものです。今回総務省が実施しているのはむしろもっと大きなプログラム評価みたいなものなんです。

国土交通省でも、後ろのほうを見ていただきたいと思うんですけど、このレポートの2 14ページで実は政策レビューのテーマとしても同じプログラム評価を平成22年度に観 光立国の実現というテーマでやることになっています。

そのときには、当然その総務省の評価等も踏まえて、さらに年度がたって22年度の状況の下でまとめていくと思います。チェックアップ自身は割と業績指標が達成されるかどうかというもので、そこにどこまで反映できるのかは疑問があります。

【金本座長】 では。

【上山委員】 個別のところを議論し出すときりがないんですけど、136、137ページ。国際協力、国際交流のところです。これは評価指標がなかなかない分野ですが何かトートロジーになっている。137のその右下の枠を見ると、実績値は目標値に達していないが、取り組みについては大きく貢献している。日常活動・経済活動等に大きく貢献していることからB-2と評価している。あえて揚げ足を取ると大きく貢献しているというデータがないので、こういうことは言えない。

そもそも今年のこれをどうするかというのはともかく、評価指標そのものを見直す必要がある。それから、これは件数で評価するものでもないと思うんですね、多分。件数というよりは、質とか、あと、国際協力の手法ですよね。手法がただモノをあげるだけじゃなくて、例えばモノ、プラス、スキル移転もやるようになってきたとか、もうちょっと何か一歩踏み込んで、象徴的な部分だけでいいから、何か別の指標にする。

去年、一昨年だとこの程度のものはわりとあった。だけど、今年はこれ、このページは 非常に目立ちます。ここだけが進化せずに、何か昔のものがここにだけ残っていますとい う感じですね。

ODAの評価というのはそもそも難しい分野なんですが。

【増田企画専門官】 この指標についてはちょっと問題があるなというのは実は認識しておりまして、非常にいいご指摘をいただきましたので、何とかご指摘の内容を原課とも相談していきたいと思っております。

【金本座長】 その他、ございますでしょうか。では。

【田辺委員】 細かい点ですけれども、大体Bで3とか2とかいうものに関して記述するということになっているんだと思うんですけれども、1つは、B-3の中に指標をやめるものと、それから、事業をやめるものがごっちゃになっていまして、ちょっと見づらいので何か欄をもう一つぐらいつけたほうがいいのかなというのが1点です。

それから、例えば106ページで、この133のところの業績指標ですけれども、国際航空サービス提供レベルというのはB-3の評価が出ていますけれども、これ、どうするのかなという説明がないので、もう少し対応方針等のディスクリプションが必要なものに関しては徹底していただければと思います。

【増田企画専門官】 最初のB-3について、指標をやめる場合と事業、施策をやめる場合が混ざっているということについてはそのとおりなんですが、これを分けるということは見やすいという意味では当然そのとおりだと思います。

大原則の話になってきますので、すみませんが、検討させていただきたいと思います。 即答は難しいので。

もう一点の133ですよね。すみません、それは多分単にスペースの問題だと思うんです。先ほど原則としてなるべくB-2などは入れるようにということでやっておりますが、前年もそうだったんですが、ある程度スペースの都合もありまして省略しているところもありまして、ここもそういう都合だと思っております。

【田辺委員】 わかりました。

【増田企画専門官】 すみませんが、あくまでこれは概要になっておりまして、この詳 しいものは夏に審査していただきましたチェックアップ本体に全部書いてあるので、これ はあくまで概要版ということでご容赦いただきたいと思っております。

【金本座長】 よろしいですか。

B-3は、某局特有のダッシュとかというのがあって、A' 路線とかというのがあるんですが、B'-3みたいにしてはいかがでしょうか。もう一項目つけるともめそうですし

ね。

その他、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、(2)の議題に移らせていただきます。3つほど中味がございますが、基本計画等の変更等について、「等」が2つもついていますが、よろしく説明をお願いします。

【増田企画専門官】 それでは、議題(2)の国土交通省政策評価基本計画、それから、 実施計画等もありますので「等」、「変更等」と、後でちょっと政策のアセスメントについ てご議論いただきますのでそれ以外の話題も含むということでございます。こちらに入ら せていただきます。

まず、資料2-1のパワーポイントの資料、これをご覧いただきたいと思います。さらに、一つ飛びまして、資料2-3の新旧対照表、この2つを中心に、他の資料も時々使いながらご説明をさせていただきます。

パワーポイントの1枚目の表紙をめくっていただきますと、「国土交通省の政策評価」ということでございまして、現在の当省における政策評価の方式について簡単な表で説明しております。

基本計画でいうところの基本的な3つの方式として、当省では政策アセスメント、政策 チェックアップ、政策レビューと3つ用意してございます。政策の特性に応じた方式とい うことで個別公共事業評価と個別研究開発課題評価の2つが方式がございまして、合計5 方式やるという話になっています。

ただ、規制の事前評価、RIAというのがございまして、これは一応分類としては政策 アセスメントの一種という形になっております。

もちろん、これだけで全部制度を説明できないんですけれども、この5方式に代表される当省の制度のあり方につきまして今回見直しをしました。

視点といたしましては一番下に書いておりますが、1つ目が評価の質を向上させたい、 もう一つは、手続の簡素・合理化を図って業務改善に資するようにしたいと、この2つの 観点から行いました。

①の評価の質の向上につきましては、前回の評価会でも<u>当室</u>からも申し上げましたし、 ご指摘もたくさん賜ったところでございます。当省の政策評価についても質の向上という のを考えるステップに来たのではないかなと考えております。

②の業務の改善というのは色々な問題が当省もございまして、業務の改善が必要である という認識が当省の中にございます。その1つとして、必要な仕事はいっぱいあるんだけ れども、やはり優先順位をつけていくことも必要ではないかという観点でございます。

1ページめくっていただきまして3ページになりますが、ここで主な見直しの内容ということでご説明をさせていただいております。

①の評価の質の向上につきましては、まず、現在は法律で定められました政策評価の基本計画と事後評価実施計画というものを二本立て、二層の状態になっておりますけれども、さらに、法律にはないんですが、政策評価実施要領というものを一番下につくりまして、基本計画、実施計画、実施要領の三本立てにするという形で考えています。まだ決めてはおりませんが、実施要領というものは公表していく方向かなと考えてございます。

新旧対照表を見ていただきますと、1ページ目の一番下になります。左側が変更案になりますけれども、ここのところで具体的な評価の実施手順等についてはずらずらと書いてありますが、複数の実施要領等で定めるという旨を明らかにしてございます。

実施要領の内容といたしましてはまだ実物がないんですけれども、基本計画等から実施 手順やスケジュールや、また、別紙でついている様式といった細かい内容を移してくる。 それから、実務的に事務連絡などで省内に流しておりますいろいろな評価書の書き方の指 示とか、そういう作成依頼とか、そういうものの内容を取り込んで作成していくつもりで ございます。

政策評価制度導入からもう7年たちますので、基本計画にそれほどもう細かい内容が必要ではないのではと考えております。むしろ政策評価に関する課題について、その時々の 色々な対応をすぐ実施要領に取り込んで対応していきたいと考えております。

それから、マニュアルみたいな形でガイダンスみたいな形の実施要領を整備しまして、 各局原課の担当者を支援して、より質の高い評価書を作成してもらうということにつなげ ていきたいと考えております。

なお、実施要領そのものにつきましては、計画策定後、4月下旬に毎年度省内向けの説明会をしておりますので、それまでに作っていきたいと考えております。

パワーポイントに戻りまして、2つ目の政策アセスメントと規制の事前評価(RIA)の整理でございますが、これは具体的には新旧対照表の5ページの下の部分になります。2の規制の評価(RIA)という項を別立てで立てております。概念上はあくまで政策アセスメントの一種ということについては変わりはないと思っていますが、その評価の実施に当たってはある程度独自性がある評価の手法ですので、より評価がしやすいように工夫できる点については工夫したいと思っております。

具体的には実施要領に書いていくことになりますが、例えば政策アセスメントと様式を 共通に使っておりましたが、独自の様式にしたいと思っておりますし、実施要領自体もR IAのものは別立てで作ろうと考えております。

RIAは規制を対象としていますが、個々の法律・政令の検討と当然ながら並行して検 討が進みます。その法律・政令にどういう規制を盛り込むかという話ですので。

ですから、例えば手続としての省議の活用や決裁のやり方なども原課主導、その法律を 所管している原課主導で行うように最近したところでございます。基本計画の中でも、例 えば13ページの上のあたり、13ページというのは新旧対照表ですが、上のあたりにな りますけれども、これは第三者の意見を聞くことについて書いてあるんですが、それぞれ の法律等に関係する審議会等を活用して第三者の意見等を聴取するようにというような形 の変更もしております。こういった工夫でより質の高い評価書を作成してもらいたいと考 えています。

またパワーポイントに戻りまして、政策アセスメントの対象の重点化ということが書いております。これは後ほどまたご相談したいと考えているところですが、まず、新旧対照表だと5ページになるんですが、ここでは従来の基本計画の規定ぶりが非常に範囲の広い形になっておりまして、なかなか現実ではそこまでできないということもあり、現実とも即していないということで、その修正というのがまず1点ございます。

その上で、この政策アセスメントというのは一般政策を対象としておりまして、法律で 義務づけをされているものではありません。ということで、ただ幅広く実施するというよ りも、内容の質を上げていくという方針を立てるならば何らか対応を考えていかなければ ならないと考えてございます。

次に、パワーポイントに戻りまして、②の視点の手続の簡素・合理化による業務の改善でございますが、1点目は、先ほど申し上げた実施要領をつくるということ、実施要領がスピンオフする話と表裏の関係になりますが、基本計画の内容を基本的なもの、あるいは、毎年度変更する必要のないものに限定するということにしております。

新旧対照表では5ページ以降になっていきますが、従来実施手順という項を立てておりましたが、これについては取り組み方針という形で書き直しております。

また、基本計画の別紙で定めておりました政策目標・施策目標・業績指標という政策体系の表がございますが、これも実施計画に移しております。これによって、毎年度基本計画を変更する、ローリング方式をとっていたんですが、その必要はなくなるので、基本計

画を21年度から25年度の5年の期間固定の計画にすることにいたしました。

ちなみに、非常に関係が深い社会資本整備重点計画のほうは、20年度から24年度の5年計画となっておりますので、事後評価を行うので1年遅れる形になりますが、ちょうど期間を重点計画と合わせたという形になると言えると思います。

ちなみに、先ほどご説明したとおり、実施手順や基本計画の別紙にあった評価書の様式 などは実施要領で位置づけていくということになります。

パワーポイントに戻りまして、2点目の個別・不定期に作成される評価書等についての 手続の整備と書いてございますが、これについては新旧対照表では15ページになります。 上の方になります。

一番上の1で主要事項の決定というのがございまして、従来は評価書の決定などについて必ず省議付議を義務づけるという形になっておりました。しかしながら、例えば個別公共事業評価におきまして諸般の事情で、例えば昨年の道路関係の問題がありましたが、決定が一度ではなくて何度かに分けて行われるような場合もございます。実は省議というのは省幹部を三、四十人も集めてきて行うのですが、そうなってきますとそれを何回もやるということになってしまいます。そこでこれについては合理化していきたいなと考えております。

もちろん、ことごとく省議をやめるというわけではなくて、例年省議は集約して3回ぐらい実施しております。少なくともそれ以上はやらないで済むようにしたいという措置でございます。

パワーポイントの最後に挙げました追加・修正アセスメントでございますが、追加・修正アセスメントの実施時期の変更についてです。これも細かいことですが、新旧対照表では5ページの右側になります。(2)実施手順というのがございます。このイというのが削除されておりますが、これに当たります。イの後半部分の右側でございますが、イの3行目から、「また、翌年6月を目途に、上記評価書に必要な修正を加えるほか、法律改正等に関連する評価書を含めた形で取りまとめ、公表する」となっております。

つまり、アセスメントをした後、補正予算を含めていろいろ起きた事情を評価書の形で 修正して追加して、アカウンタビリティに貢献しようという仕組みでございます。また、 これを実施する6、7月というのが政策チェックアップの作業をしているなど、当省にと って繁忙期でございますし、また、各局に対しても複数の業務を発注することになります ので、業務の平準化という点からも他の時期に実施したいと考えています。基本計画から は落として、実施要領に書くという形にしますが、年度末をめどに実施する形で行いたい と考えています。

またさらに細かい点もございますが、パワーポイントの次の4ページを見ていただきたいと思います。表題としては「その他見直しの内容(全般)」となっています。

最初に、「前文を基本的考え方とし、これまでの詳細な経緯を省き、目的を列挙」とございます。新旧対照表では最初のページになります。

これまでの基本計画では、かなり詳しく政策評価制度開始までの経緯などについて詳しく記述しておりましたが、最初の章をIの「基本的な考え方」と位置づけた上で、ズバッとまず目的を①から③という形で示し、それもできるだけ簡潔に示すという形にいたしました。ちなみに、目的というのはこれまでは新旧対照表ですと2ページ目の右側ですが、真ん中辺に「政策評価の実施に関する方針」の中等で並んでいたものでございます。

パワーポイントの2つ目の事項で目的について、省庁統合のメリットについて記述を整理、とございますが、これについては、先ほど申し上げました①から③の目的につきまして、その目的自体も精査いたしました。従来は統合のメリットを生かした省全体の戦略的な政策転換を推進するというものを掲げておりましたが、省全体の戦略的な政策転換につきましては、目的ではなく、その前の部分に、目的の前提として取り込みました。、統合のメリットについてはさすがに時間の経過もあるので削除しました。

次に、各評価方式について「実施手順」のかわりに「取組方針」を記載、ということで ございますが、これについては先ほど説明いたしましたので省略いたします。

次に、法律により事後評価の実施を義務づけられた計画等について改めて項立て、と申しておりますのは、新旧対照表では12ページになります。一番上になりますが、Ⅶの「事後評価の実施に関する事項」について、ここに追加をしている8という部分です。

法律により、事後評価の実施が義務づけられた計画等というのは、1つが社会資本整備 重点計画法の重点計画でその概要を定められた社会資本整備事業です。2つ目が国土形成 計画法の国土形成計画、全国計画の部分です。3つ目が住生活基本法の住生活基本計画の 全国計画、この3つでございまして、それぞれの法律で行政評価法上の基本計画を定める ときは事後評価の対象としようとする政策としてこれらを位置づけろとなっています。

従前は、重点計画の社会資本整備事業につきましては、政策チェックアップの対象となる政策にこれが含まれるという形で定めておりました。また、国土形成計画と住生活基本 計画については、具体に政策レビューのテーマとしてそれぞれ基本計画の別紙に定められ ていたのですが、今回、レビューテーマの一覧表が基本計画から実施計画の別紙に移って しまいますので、基本計画の本文にこれを書いているということでございます。従って、 これらについてはまとめて記述いたしました。

次は新旧対照表の14ページになりますが、左側の変更案の上から4行目あたりに2の公表方法というのがございます。ア、イ、ウと並んでございますが、イに、国土交通省政策評価年次報告書とあります。これは現行では政策評価の実施状況、評価結果の政策の企画立案等への反映状況を一覧的に明示することを目的としてつくることになっておりまして、当該年度の評価書、反映状況報告書など一切合財まとめて、具体的にはすごく分厚い冊子をたくさん印刷しています。アカウンタビリティの充実の観点からこれを定めているのですが、法律に規定があるわけではないですし、世の中、インターネット社会になりまして、これら評価書等をすべてインターネットで見ることができる形になっておりますので、これではなくて、むしろ、省内に配っている、先ほどご紹介いたしました政策レポートについて、アニュアルレポートとして重宝されていることもありますので、一覧性、網羅性というのはインターネットに任せて、印刷物としての年次報告書は、こちらの政策レポートに担当させていこうと考えているところでございます。

次の各局等の政策評価担当窓口の公表を基本計画の別紙からホームページ公表のみに変更、というのも単純な話でございまして、先ほどご説明いたしました政策レポートの一番最後のページをちょっと見ていただきたいんですが、現行では別紙7の政策評価担当窓口ということで各局等の窓口を明らかにしているところでございます。

これは閣議決定レベルの基本方針において、政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口の整備と、その窓口について基本計画について明らかにすること、それから、インターネット、ホームページ等も活用して積極的な周知をすることということが義務づけられていることに対応しているのですが、実際こういう組織関係の、何々課というのは毎年度のように名前が変わったりするものですから、期間固定の基本計画の内容にしにくいということもございまして、窓口については公表する旨だけ明らかにして、あとは別紙7のような表を国土交通省の政策評価のホームページに見つけやすい形で掲示していきたいと考えております。

新旧対照表の左側のVIの「政策評価の実施体制に関する事項」の2、政策評価の実施主体につきましては、国土交通省における政策評価は政策を担当する局等がその政策について自ら実施すると明確にはっきり書くことにいたしました。

現行でも同じような記述があります。右側のページの一番下の3の政策統括官のところで、政策評価の役割の冒頭に同じ内容が前提として記載されていました。これは非常に重要な原則だと思いますので、これを前面に出して担当局の自覚を促していくということにいたしました。

次に、新旧対照表の4の政策評価連絡会についてですが、これについては規定を簡素化しまして、課長クラスの会議ですので、座長を政策統括官から評価官に変更しました。これは定期的に開催しているわけではないので、現行の規定では主要事項はすべからくこの会議の検討に付すということになっていますが、時間的に実際にはできないということもありますので、このあたりの実情に照らして、組織としては残して、いろいろな大きな課題、あるいは、緊急事態等に活用できるようにしたいという形にしております。

このページの最後に、実施計画の策定スケジュールを掲げていますが、評価対象年度の 前年の夏をめどにつくるという形を現在の想定としております。これは基本計画に記載す る内容ではありません。スケジュールですので実施要領に書くのかなと考えております。

パワーポイント資料の最後のページである6ページを見ていただくと、現行と基本計画変更後の評価活動のスケジュールの流れがわかります。実施計画については左から2番目の列で書いております。現在では3月末の省議で次年度の計画を策定して、その後、7月に計画の変更をして調整するという方針でしたけれども、次回からは少し変えまして、4列ほど右になりますが、7月ぐらいに政策チェックアップの評価書を作成しております。通常ですとその終了時に次回用の指標の設定を行うことが可能となりますので、実施計画についてもこの7月の段階で業績指標をはじめとする政策体系を含む形で策定をします。

このとき定められる業績指標はその翌年度の政策チェックアップに活用されるわけですが、当該年度においては各局等がそれらを目標として業務を行っているということになりますので、これをこの時点で国民に明らかにするというのはアカウンタビリティ上は意味があるのだろうと考えております。

ただし、翌年度に事後評価する個別公共事業などはこの段階では全く明らかになっていないので、3月に1回目の変更を行って追加します。その上で、細かい変更やさらに翌年度の実施計画が策定されるのに合わせて整理というのもありますので、7月に2回目の変更をするというスケジュールを考えております。

政策レビューのテーマにつきましてもこの7月の次年度計画策定、当該年度計画変更の 際に実施計画の内容として記載していくということになります。 さらに細かい話が続きますが、パワーポイントの<u>5</u>ページをお開きいただきたいと思います。「その他見直しの内容(各評価方式ごと)」ということで評価方式ごとで分けて説明させていただきます。

まず、政策アセスメントについて、これまで総務省の点検活動における指摘として、事後検証の方法について指摘がされています。具体的には従来から政策アセスメントの評価書の中で事後検証の実施時期とその方法を明らかにするように指導していましたこれを新旧対照表では5ページの真ん中あたり、(3) 留意事項というのがあるんですが、どのように行うかの原則を示すことにしました。

つまり、可能であれば政策チェックアップや政策レビューといった既存の政策評価の仕組みで事後的に評価し、これを原則とします。それができない場合、例えば適当な指標が業績指標になっていない場合や、政策そのものがレビューのテーマになっていない場合においては、実施要領で、事後検証チェックシートというようなものを定めてこれを行おうということを考えております。

平成17年に各府省の連絡会議で了承されました政策評価の実施に関するガイドラインで、政策アセスメントも含まれる事業評価方式について、事後の時点の対応について、事後に把握した政策効果の評価・検証を行うということが挙げられていますので、評価書以外の検証でも許容されると考えております。

次に、規制の事前評価(RIA)についても同じような問題がございます。同様に、事後検証の仕組みを整えて、チェックシートをつくっておきたいと思っております。

その次にRIAについて関係する審議会の委員と第三者からの助言等も積極的に求める ことを推奨としております。先ほど一度見ていただきましたが、新旧対照表では13ページの一番上になります。

ここでは、まずその前の12ページを見ていただきまして、**™**学識経験を有する者の知 見の活用に関する事項を見ていただきたいと思います。

1は国土交通省政策評価会について記述しております。基本的に評価会にお願いすることについては何も従来と変わらないと考えてございますが、若干規定を整理させていただきました。現行の規定でア、イ、ウという形で書いてある内容すべてについて、決定前に評価会から意見を聴取する形になっていますが、現状の運用はそうはなっておりません。それで、現状に合わせる形で変更させていただいております。

具体的には、基本計画や実施計画の策定等の政策評価についての基本的かつ重要な決定

については、必ず評価会に事前に意見を聴取することにしております。それ以外については、現行の方式と同様、必要に応じて適宜ご意見をいただくという形にさせていただきたいと考えております。

その上で、新旧対照表の13ページですが、政策レビューや法律・政令の規制についてのRIAについてはそれぞれ専門分野の審議会がございますので、その場で意見等をもらっておくようにしなさいとしております。それがこのその他専門的知見からの意見、助言の聴取ということになります。これらについては、従来からこのような指導をしていたわけですが、もちろんプラスして政策評価会でご意見をいただくということも可能です。

次に、政策チェックアップについてでございます。これは若干説明が必要ですが、昨年、 内閣府の官房に行政支出総点検会議という会議が設置されております。会長は茂木友三郎 さんというキッコーマンの会長さんでいらっしゃいますが、いわゆる無駄の削減について 議論されてまいりました。

資料の一番最後に2-6というのがございまして、一枚紙でございます。「指摘事項~ムダ・ゼロ政府を目指して~」ということで、この会議から出されました指摘事項の関係部分だけコピーさせていただきました。

指摘事項自体は、公益法人への支出や、特別会計の支出など、行政コストの削減・効率 化といった内容が中心なのですが、一番最後に、各府省における自律的な取り組み体制の 確立というのがございます。その内容は、職員の意識改革とか、各府省における担当プロ ジェクトチームの設置などですが、一番最後に、また、その他という形で、ここだと(4) でございますが、各省が行っている政策評価について、無駄な削減に一層資するようにす る取り組みを強化すべきであるという一節がございます。これを受けまして、当省として 対応を検討しております。

例えば、無駄な削減に一層資する観点から、その取り組みを強化するよう、政策評価の 面からも指導等を行うということを考えていますが、そういった内容は実施要領において 対応するということを考えています。

基本計画等の話題ではないですが、この指摘事項の(3)の⑥に、有識者による取り組み状況のチェックというのがございまして、ここに既存の政策評価に関する会議を活用して、外部の有識者からの意見を聞き、指摘を受ける機会を設けるべきであるとしています。 当省でいいますと政策評価会がこれに該当します。

まだここについては当省の詳しい方針は決まっておりませんが、場合によっては政策評

価会に、おそらく政策評価に関することに限定してとは思いますが、このような形でご意 見が聞くことがあるかもしれません。従って情報提供をさせていただきます。

資料2-6は以上で終わりまして、パワーポイントに戻ります。次は政策レビューに関する検討会について書いております。平成17年度の政策レビューで行政行動の改革というテーマを実施しました。その後、レビューのテーマ選定のために省幹部を集めて検討するということを実際やっておりまして、これも泥縄になっておりますが、基本計画でも位置づけていきたいということでございます。

さらに、次の個別公共事業評価等につきましては、ご存じのとおり、平成10年の基本 計画策定前からそれぞれの実施要領等に基づいて行われていたわけでございますが、これ らの実施要領等も基本計画に位置づけて、いわば接続を図ったという形です。

一番最後に基本計画の別紙についてですが、その多くが今回、実施計画、あるいは、実施要領に移動していくということになります。資料2-2を見ていただくと、基本計画本体はこんな形になりますよというものですが、最後のページを見ていただきますと、基本計画には政策体系についてはこの一枚紙のみ、つまり政策目標と施策目標のレベルだけ基本計画に付属するという形になります。

予算書、決算書と政策評価の連携ということで、予算の項・事項と施策目標レベルと連 結しているので、この内容は毎年度変わるというわけではないと考えております。

ただ、ひとつ今年度予算で項が立ってしまった、しかも、従前の施策目標でカバーできなかったというものがございまして、具体的には施策目標38になるんですが、これが新設されることになりますので、全部で47の施策目標となります。

以上が今回の政策評価基本計画変更案のおおよその内容となります。

次に、資料2-4の「21年度国土交通省事後評価実施計画」でございますが、こちらは少々簡略に説明させていただきます。

まず、計画期間は従前と同じ1年間ということでございます。今回は評価対象の前年度 末である21年3月末に策定する予定です。

1は政策チェックアップということで、別紙1で業績指標を含めた政策体系全体を表示しています。2は政策レビューで、別紙2で平成21年度に取り組むテーマを表示しております。レビューは原則として2年間で取り組むこととされておりますので、21年度に取りまとめるものと22年度に取りまとめるものに分かれることになります。

別紙2を見ていただければ分かりますが、従来の基本計画の別紙では政策レビューの5

年分のテーマを表示しておりましたので、実施計画は1年間の計画ですが、23年度、24年度に取りまとめるテーマも参考として表示しております。この後、5月か6月に政策レビューに関する検討会で25年度分のテーマも決定されますので、これも加えていくということになります。

次の個別公共事業と個別研究開発課題については、事後評価の対象になる事業について、 別紙3から6までに列挙するということで、これは従前と同じでございます。配布した資 料の別紙3から6にはダミーが入っておりまして、これは年度末にしか入りませんので現 在作成中ということでご勘弁願います。

後は、成果重視事業についてはチェックアップと個別研究開発課題の両形式でそれぞれ 取り組むのでその旨を表示しています。その後の、法律で事後評価が義務づけられた計画 等につきましては、社会資本重点計画の社会資本整備事業についてはチェックアップの対 象になりますからその旨を、それから、住生活基本計画についてはレビューで21年度に 取り組むテーマなので、特にその旨を書いています。国土形成計画のレビューはどこに行 ったのかという疑問がありますが、これは来年度はまだ行わないので、実施計画本文には 登場しておりません。

次に、Ⅲにつきましては行政評価法で定められた公共事業の再評価について、長期間未着手の事業と長期間未了の事業について、別紙7、別紙8に記載をしていますということを示しております。

最後のIVは、これ以外に計画期間内の事後評価の対象とする政策があれば書きなさいというところでございます。法律の項立てに合わせてございますが、これは該当なしということになります。

別紙については、先ほどご説明したとおりでございます。

最後に、資料2-5ということで、「政策アセスメントのあり方について(案)」という ものをつけさせていただきました。行政内部の検討資料のようなものをつけておりまして 恐縮ですけれども、ここに書いておりますのはあくまで今検討中というものでございます。 ムダ・ゼロへの対応など色々な状況の変化もございますので今後変わることもあると思い ますが、今後実施要領等を定める中で、ここに示しましたように政策アセスメントについ ては対象を絞ってやってみたいということを考えているということを示しております。

効率性や有効性の記述内容について、前回厳しいご意見もいただきましたので、そこは 質の確保に責任を持つ当室でしっかり見ていきたいと考えています。また、きちんと書い た前例、ベストプラクティス、実際にはベタープラクティスぐらいになるかもしれませんが、それをまず増やしていく方向をとりたいと考えています。

ちなみに、その後ろのページに別紙でつけた様式というのが、まだ作成途中ですが、実 施要領で定めていく基になる様式及びそのガイダンスと考えております。

従来との違いとしては、まず、政策目標の目的について、現在はなるべくこの業績指標をとにかく書かせるというのが中心になっています。それは目標の達成という点からは意味があるんですが、実際はなかなかぴったりくる業績指標がないということが結構あります。それでもなるべくアウトカムの業績指標をつくらせているつもりですが、アウトカムにきちんとなっていないものも見られます。そしてこの欄が検討中、あるいは、ないという形になることが多いです。

ただし、事後検証していかなければならないので、何らかの指標はやはり必要だということになりますから、何か指標を書けということになります。そうなりますと、また、業績指標がどんどん増えるきっかけにもなりかねないので、ここは政策目標、施策目標、業績指標の3段階からは少しずれますが、「(補助指標)」とか書いておりますが、こういうものを手当して事後検証できる形にしていくことを考えております。

もちろん、本来は業績指標を見直して大きなアウトカム指標に収斂させていくという方 向性が最も正しいとは思いますが、まだそこまでの検討ができないので、まずこの形で手 当をしたいと考えているところでございます。

施策等の「必要性」について、ロジカルフレームワークという方法を従来ずっと採用しています。これについては、最終的にはほとんど実施できていると自負しております。各省に聞くと、必要性についてこれだけ書けているのは当省だけじゃないかなと思っております。ただし、実際は各局とも、最初から書けているわけではなくて、我々が指導して何とか締め切りまでに書かせているということですので、こういう形でまず最初から具体的な指示をしていきたいと思っております。

次に、「効率性」についてでございますが、今まで効果や費用に分けて分析できている評価書がほとんどないという状態で、ここはもう様式であらかじめ最初から書く内容を指定してしまおうと考えております。本来はもう一段階進んで定量化まで書かせるというような工夫をするというのが原則なのかもしれません。当然、可能な限り定量化するようにという指導はいたしますが、段階を踏んで行わなければなかなかうまくいかないのではないかと思っておりまして、まず、今回はここまでの様式変更と考えております。

一番難しいのは次の「有効性」でございまして、各省の例も見ながらベストプラクティスというのを探しましたが、なかなかあまりいい例が見当たらないというのが実情です。

この有効性は定義も各省結構ばらばらであったり、書かせ方もちょっと違ったりで、少々 困っているところでございます。実際にこれを書く施策担当者がどう書くかというと、こ の欄は、この内容の施策を実施すれば目標としている内容を実現する、必ずそうなるので 有効性があるといった、とにかく有効性がある、という末尾を書きたいという、そういっ た意識が強いものになりまして、結果として、必要性とあまり変わらない内容が書かれる ということになっています。

ここの指示の要点といたしましては、まず、施策目標とか大きなアウトカムの目標に対してどれだけ、どのように貢献するかという仕組みで書いてくださいとします。もちろん、できれば定量的に、特に指標の目標値の向上度にどう影響しているかを書いてください、予測を書いてください、という形でお願いする形になります。

さらに、今後、できれば、べからず集という形で、ここは2つぐらいしか例を書いていませんが、こういう形のことは書いてはだめですよという指示を実施要領で指示できれば、少しましになるかなと考えております。

最後の「例えば」と書いてあるところはちょっとしたアイデアなんですが、みんな、これこれ、こうだから有効性があるという説明を書きたがるわけですが、そういう書き方になると書き方が限られるので、ここについては外部要因がこのように、この程度影響するので、目標達成についてもこれぐらい影響すると書かせたらどうか。要するに目標達成、うまくいかない理由を書くような感じになってしまうかもしれませんが、そういった書き方もあり得るのではないかということを考えました。つまり、有効性そのものではなくても、有効性に関係する情報を書かせる工夫もあるのではないかと考えたところです。他にも方法があるかもしれないと思いまして、何かあればご教示いただきたいと思います。

以上、長々とお話しいたしましたが、資料の内容となります。

ご意見、ご質問をいただきたいと思います。

【金本座長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問やご意見、お願いいたします。

【山本委員】 では、お願いします。

多分、基本計画が重要だと思いますが、これは見解の相違だと思います。この政策評価 レポートにも書いてありますが、説明責任の書きぶりですね。結論的に言うと、要するに マーケティング的なイメージが強いアカウンタビリティの説明になっているので、場合によってはちょっと違和感を持たれる方もおられるとは思いますが、これは国土交通省で使われている意味の「アカウンタビリティ」だということで従来のご説明がありますので、これでいいと思います。

ただ、一番気になる点は、政策評価会の「中立的な観点」というのは第三者性に変わったんですが、それがどういうふうに違うのか。意味がもしあれば教えていただきたいという点と、これは文言的なことなんですが、新旧対照表の資料2-3の、②の成果重視の行政の推進で、「その結果、何らかの理由」というのはちょっとまずいんではないか。要するに、何らかの理由というのは理由がわかっているわけですから、そうしたらこれはすぐできるわけで、「何らかの理由で」というのはちょっと日本語的にもやや疑念といいましょうか、国民に対して失礼なという意味合いもありますので、これは削除したほうがすっきりするのか、あるいは、別の言葉に代えられたらどうかという気がいたしました。

それと、政策統括官のご出席から政策評価官に代わるということは実務的にあまり変わらないんだということだと思いますが、ちょっと内部事情はわかりませんが、先ほど説明があった資料2-5のこういう新しい政策アセスメントのやり方等をやる場合に、やっぱり役所ですから偉い方が出ると出ないのではにらみが違うのではないかという気もいたします。そこら辺は必要なければそれでいいのかなという気がいたしますが。

最後は感想です。以上です。

【増田企画専門官】 すみません。2点目が確か新旧対照表の1ページ目の成果重視の 行政の推進の3行目、「何らかの理由」の話だと思いますが。

【山本委員】 そうです。

それは、これは見解の相違だからいいと思いますけど、アカウンタビリティという用語の 使い方が国土交通省的な用語で徹底されているから、それはそれでわかる人はわかるけれ ども、ちょっと違和感は残りますねという、これは個人的な意見でございますから、これ で行かれるんでしょう、多分ね。

【増田企画専門官】 わかりました。

【山本委員】 ですから、後は第三者性と中立的観点というのはどうですか。

【増田企画専門官】 第三者性と中立性の話ですが、正直申し上げまして他意はないのですが、そもそも学識経験を有する者の知見の活用に関する事項ですので、学識経験者の意見を聞くところでしたのに、学識経験者という言葉がなかったので、これは単なる第三

者ではなくて学識経験者等から聞きたいということをはっきりさせるのが一つございます。 もう一つ、中立的観点からというのはある意味当たり前ではないかということもござい まして、外したということでございます。その意味では簡略化したと考えているところで ございます。

次の「何らかの理由」ですが、ご指摘の点につきましてそのように考えたことがなかったので検討したいと思いますが、ただ、実際……。

【山本委員】 やっぱり規定どおり成果を上げてなければ理由の如何にかかわらず当然 見直しなり検討するのは当たり前なので、何か弁解がましいようなイメージがありますし、 あるいは、何らかの理由ということは理由が実はわかっているんじゃないかというふうに も読み取れるんですよね。ですから、それはもしいい言葉があれば何かいい言葉に置きか えいただいたほうがいいのではないかということです。

別に意味するところはよく理解できるんですけれども、ちょっと誤解を与えかねないのでということだけです。これは感想かもしれません。

【増田企画専門官】 わかりました。検討してみたいと思います。

【金本座長】 最初のアカウンタビリティの話はしばらく前にかなり議論になったことです。これはもともと別のところでやっていたことをこっちにはめこもうとして、アカウンタビリティの言葉使いが普通の解釈と全然違うじゃないかということで議論になった経緯があります。

ちゃんとそういうことを把握してここに入っているかどうかというところは少し考えておいていただきたいと思うんですが、英語のaccountabilityというのはこの意味ではない。それを説明責任と訳して説明というところを強調した解釈をしている。とりあえず説明すればいい、PR活動を十分にやります、というのが国土交通省のアカウンタビリティに対する考え方かと言われると、かなり危ないかもしれないというのがありますね。

【上山委員】 さっきの「何らかの理由」という言葉と今のこのアカウンタビリティの解釈はぴったり同じ問題ですね。同根。あそこに何らかの理由という言い訳っぽい言葉を書いてしまうというのは、やはりたかが説明責任だからというメンタリティ。

やっぱりこれは本当は説明責任じゃなくて、単なる責任なのです。責任が全うできたかできていないかというのが評価されている。ただ、過去の経緯を見れば、役所の不祥事や、 役所が何をやってるかわからないから情報公開しろという情報公開法の流れが先にあって、 それから後で、評価という概念が出てきた。役所に何をやっているかを情報開示させよう という政治的流れの中で行政評価ができていった。そこで比較的アカウンタビリティ責任 というのが追求された。

だけど、今はもう次段階に行こうという段階です。そういう意味ではもう一回ちゃんと 見直す必要がある。過去は説明責任だけでよかった。だけど、この先5年それじゃもたな い。

全体を通じて、ご説明を聞いていると、役所仕事としては非常によく詰められている。 しかし、思想が全く感じられない。不具合があるところは手直しをした。だけど、次の5 年どうしたいのか全く見えない。あるいは、進化させるという意思があるのかどうか。

でも、これは担当者のレベルで考えていてもしようがない。アカウンタビリティもそうだと思うんですけど、この制度を使って何をしたいのかというレベルの議論を役所の中の幹部がやってないのではないか。この部屋におられない幹部ですが。

その次元で政策評価をどうするか、あるいは、むしろ国交省って今後どうするのという 議論があるのだと思うんです。そういう話に絡めて評価というのを考えていかないと、な かなか今の問題は解けないと。

省庁再編で建設省、国土庁、運輸省が一緒になって、それで、とりあえず一緒にやろうよということで盛り上がった。かつ、外からバッシングを受けるので説明責任というところで過去5年は走ってきた。しかし、次の5年に向けて、何か走るエンジンの一つに評価を使おうと思うんだったら、何か柱を入れる必要がある。一方で、今のタイミングだと単なる手続の見直しでいくしかないという判断もある。要するに方向を判断すればいい。

ともかく、その判断はぜひお聞きしたい。その上で今の「何らかの理由」問題とかアカウンタビリティ問題というのは落ち着くところに落ち着く。見送りか踏み込むかどちらかだと。

【金本座長】 では、松田さん、どうぞ。

【松田委員】 同じことの繰り返しになるかもしれませんが、先ほど新旧対照表の2ページの説明の時に、統合のメリットのところはもう段階が終わったので削除しますというご説明があったんですけれども、まさにそういう時に、では、これから何をしたいのかという議論があったのかどうかということだと思うので、そのことも含めてちょっとお聞かせください。

【森重政策評価審議官】 今、一連のご指摘があったことですけど、特に上山先生のお

話は、要はどういう思想でやっているかということなんですが、残念ながら今回は前者になっていまして、その中でどこまでできるかということでやっています。今回のご指摘をベースにまたいろいろ議論を盛り上げていきたいと思いますが、現時点では前者だというのが実態です。

【小島政策統括官】 私が着任してからずっと考えていることですが、基本計画を14年につくったときは確かに3つ、4つからなる役所がひとつになって、さあ、やるぞという意義はあったのですが、今、ここでさらに統合のメリットを強調したことを書き続けることが、定着しつつある政策評価の流れの中でいいのかどうかという疑問があったわけなのです。それを踏まえた議論ですので、むしろ1ページ目の基本的考え方の中で「国土交通省の使命を踏まえて政策を評価し」というところにすべて包含していく方向で考えたいと思っています。

ただ、今、森重審議官からも説明いたしましたように、思想に立ち返った議論が十分で きていないということは事実だと思います。

【森重政策評価審議官】 基本的にはそういうことなんですが、今、具体的なご指摘があって、誤解を受けるかもしれないとされた「何らかの理由」ですが、こういうのは別に取り去っていいと思います。主旨はやることをきちっとやっていくということで、たまたま修辞的に入ったものだと思いますので、これは削っていいと思います。

【小島政策統括官】 これは現行案からそのまま持ってきただけですからね。

【森重政策評価審議官】 多分そういう理由なのでしょう。

アカウンタビリティの議論についてはなるほどと思いますし、さらに、次のフェーズでどう進めていくかという、次に向けての話だと思いますが、残念ながら、今の段階でもまだこの説明責任という響き、ツールが省内でもかなりいい意味で効いてくる言葉であります。いいか悪いか、そんな段階じゃないだろうというのはあるんですが。

実はご承知のように、ここ1、2年の様々な公共事業を含む論戦やご指摘もあり、まだまだ我が省はやらなきゃいけないことがたくさんあります。その中でこれは結構効くので、これ自体は残しておいた方がいいような気もするんですけど、さらに次の突っ込んだ形をどう進めていくかというのは内部でも議論が要るので、今後の宿題という感じじゃないかと思っています。

【金本座長】 では、松田委員、どうぞ。

【松田委員】 「何らかの理由」を仮にとったとしても、結局、この表現上は、成果を

上げていない、上げなかった場合の責任を追及するといったことはないわけですよね。だから、説明だけしておいて結果の責任は誰もとらないということを表明しているような感じにも受けとめられますが。

【山本委員】 その意味や厳しい概念がアカウンタビリティには入っているんですね。 だから、国民に誤解もありますからPR的なことも必要なんですけど、それがPR的なこ とだけというのは良くない。それとともにやはり厳しいスタンスも見せておいたほうが結 局は国土交通省にとってもいいのではないかという、松田委員のご意見かと思います。

【金本座長】 私は、この政策評価のやっていることはそういう厳しい責任をとれるようなものではないようにつくられていますので、指標が達成されなかったらだれかの首を 飛ばすのが合理的かということではないと思うんですね。

だから、そういう意味では、そういうコンテクストではこのアカウンタビリティというところの下に書いてあることはこういうものだとは思いますが、わざわざアカウンタビリティと書いてそれだけを説明するというのは外から見るといろんな意見がありますということだと思います。特にこういう分野の専門の方々はその辺はこだわりますという、そういう話です。それは今のところ変えるのは難しそうですのでしょうがないかなという感じですね。

【小島政策統括官】 アカウンタビリティという言葉をとってしまうのが手っとり早いといえば手っとり早い。そこの議論は確かにもうちょっとハイレベルというか省全体で議論をさせていただきたいと思います。この1、2年の出来事を念頭に置くと、政策評価の世界ではないところの議論になってくると思いますので。

それから、松田先生がおっしゃられた成果重視事業の話題は、まさにPDCAサイクルのことを、いわば日本の言葉で説明しています。責任をとらないということではなくて、結果を反映させた次の施策の展開につなげていくという、このサイクルを回していこうことの意思の表明でございます。

【松田委員】 十分わかっています。これがセットで書いてあるとそんなふうに聞こえるかもしれないと、申し上げたまでですので。

【上山委員】 資料2-3の最後ページですね。新旧対照表の最後の17ページの真ん中の左に線が引いてある、ウのところですね。右だとエなんですけど。

これは右と左では趣旨が随分違うと思うんです。右はマネジメント改革の持続の意義ですね。そのためにはすべての職員が意識改革しましょうということが書いてある。このエ

はどちらかというとマネジメント改革について書いたんですね。左は政策評価の技術を学 ぶのはすべての職員にとって重要だみたいなことが書いてある。趣旨がかなり変わってい るんですけど、これはなぜこのように全面的に変えたのでしょうか。

【増田企画専門官】 その点ですが、基本的に今回はこれまで政策評価を進めていく上での前提なり経緯というものについてはある程度整理してしまって、実際上政策評価を行うに当たって基本的なことや実際に政策評価を実施する上での基本的な考え方に絞ろうとしています。例えばPDCAサイクルを有効に機能させて成果の充実を図り、行政を推進するということだけに絞っています。表現は悪いかもしれませんが、ある程度単純化しているところです。

そういった方針の下で、ここも相当議論になったんですが、マネジメント改革というの は政策評価の先にあることなので、ここで書くのではなくて、まず政策評価の中でやって いくべきなのはまずその知識なり理解なりを職員に身につけてもらうことだろうと考えま して、ここは変えたということです。

【上山委員】 何か主客逆転という感じを私は非常に受けるんですけどね。明らかな後退ですね、これは。わざわざ変えなくてはいけないほどこれは支障のある部分なんでしょうか。または形式の美学を追求しているのか。どちらですか。

【増田企画専門官】 事務方としてはおっしゃるとおり、形式を重視したところがございます。

【森重政策評価審議官】 もう一度ご指摘の趣旨を教えてもらえればと思うんですが。

【上山委員】 要は17ページの右は政策評価の最終的な目的はマネジメント改革だと 書いています。さらにそれを担うのは職員であって、その職員の意識を変えましょうとい うようなことを書いてますね。

そういう意味では、形式の美学からすると確かに政策評価の導入作業の手続について書いてるわけではない。だから、削ってもいいんじゃないかということでそれはそれでよくわかります。

しかし、左側はあまり意味のあることを書いていない。政策評価の作業をやると職員は 賢くなるでしょうと書いてある。右をわざわざ削るほどの価値がこの文章にあるとは思え ない。

【山口政策評価企画官】 ここの部分はちょっと私が携わったんですが、要はこれは法 定の計画で行政評価法に基づく計画です。先生がおっしゃるように形式の美学ということ になるかもしれないですが、法定の計画で政策評価をどういう形でやっていくかというための計画なので、確かに政策評価を行うことによってマネジメント改革は出てきますし、どこまで書けるかということがありますが、要するに、端的に法律に基づいて政策評価を行うための計画なので、そこは端的に政策評価をやることだけに集約した計画にするべきではないかという意識の下で書いたところです。

ですので、計画では書いてないですが、当然それによってマネジメント改革は進められますし、職員の意識改革とかそういうことも進められるとは思うんですが、それはここで書くことではないのではないかなという意識の下で変更しているということでございます。

【上山委員】 左側の意味が私は理解できないんですよ。

【小島政策統括官】 それは書く必要ないというご指摘なんですね。仮に右側がここに書く必要はないという前提だとしても。なるほどね。だから、ウがエに代替するものではあり得ないということですね。

【森重政策評価審議官】 そうですね。

【上山委員】 このエを削除するんだったら、むしろ1ページですね、基本的考え方、 ここに引っ越すべきですね。それなら形式の美学としてはわかります。

【森重政策評価審議官】 これは今、山口企画官が説明したような趣旨が実際のところで、正直言ってこの絵の思想、姿勢というんですか、これを緩めようとか削ろうかとか、そういう実質的な意図は実は全くないのです。

だから、エの思想がとても大事で、やはりどこかに置くべきだという考え方からすれば、 ここか、あるいは、冒頭のおっしゃるような適当な位置に引越しをするという、いずれか 方法があると思うんですね。

それから、ウについては確かに代替するものではないというのはおっしゃるとおりでありまして、再整理して何か置いておくとするとこういうことかなという形で入った趣旨の規定なので、これもおっしゃるように絶対なければならないわけでもないので、これは削っていいと思います。ただ、エはやっぱり入れておいた方がいいというならば、住所は別として残しておく考え方はあると思いますね。

だから、実質的に何か意図があったわけではないということですね。

【小島政策統括官】 エの趣旨は、例えば新旧対照表で2ページの基本的考え方なのでしょうか。PDCAのところをさらに書き込むような。

【上山委員】 マネジメントサイクルは確かにPDCAだけれども、成果志向だとかマ

ネジメント改革というのは別にPDCAのことじゃないですね。もっと上位のものですよね。

【小島政策統括官】 最初の1行にありますね。

【上山委員】 だから、当時もいろんな議論があったんですけれども、マネジメント改革というのは政策評価の域をはるかに超えておるじゃないかと。そういうレベルまで、あるいは、ニューパブリックマネジメントとか、そんな話まであんまり高らかに書けるのかよという議論はあるんですよ。

【小島政策統括官】 だから、その他のところに置いてあるわけですね。

【上山委員】 議論はあるけど、それを前提に今のシステムが組み立てられちゃっているわけですよね。だから、手続的にはおっしゃることは正しいけれども、だとしたら、ニューパブリックマネジメントについて政策評価レポートにも書いてあるのだけど、改革とか、そういった部分も全部削除していかないといけなくなる。そこをよく議論した上でこの種の作業はされるべき。

当時あった議論は、形から入ったら実質も変わるじゃないかと、要するに、たかが政策評価だけど、されど政策評価であると。これから入ることでマネジメントを、政策評価作業をやることでマネジメントサイクルが理解されると。説明責任をみんなが理解する。国土交通省はマネジメント改革をやる。形から入って実質に入ろうという、思想が明確にあった。そこで、ニューパブリックマネジメントって何なのかという言葉も、今も残っている。

その経緯を踏まえた上で、では、次の5年をどうするのかという根本的な議論が見えないままに、「これは基本計画なので手続だけです」という形で作業されると、DNAが残る部分と全く残らない部分がごちゃまぜになってきてわけがわからなくなる。

こっちは手続をさらっと書くだけ。評価レポートを見ると何か高らかにニューパブリックマネジメントとかと言っている。「何じゃ、これは」ということになるので、まさに次の5年は一体どうするのかという、そこの根っこのところをピシッとさせた上でこういう作業はしないと今のような問題が起きる。

基本計画レベルでは理念はもう書かないというならばそれでいいし、では、ほかに書くのかとか、あるいは、それは過去5年のもので今後は違うんだというんだったら、では、 今後は何なんだというのをむしろ出す必要がある。今回の作業はそこら辺の整理がよく見えないですね。何か手続的な下処理だけしたという感じがして、思想的な部分は全部ただ 薄まって、悪意を持って解釈すると単にそれは骨抜きだということになるわけです。単に 作業したからこうなっちゃったわけで私は全くそう思いませんが。

薄めようとか骨抜きしようという意図があるとは全く思わないけれど、官僚組織というのはこのようにして制度を形骸化する習性があるので、あえて踏み込んで申し上げています。

【森重政策評価審議官】 先ほどの上山委員のご指摘とも関連すると思いますが、今回、 思想を大きく動かすのかどうかという点は、残念ながら動かさないが、時間がたっている のでより実務を進めるために整理をしていく、そういう考え方が基本です。

つまり行政評価とマネジメントの絡みというかこの思想とか考え方というのは、最初にこの家を建てたときにつくった関係といえます。それは意味もあるし、これからも維持していかなきゃいけないというスタンスは変わらない。従って、このその他の必要な事項の中に置いておくというのが一番いい。つまり維持して、減らしもしないし、かといって大きく変化させるというタイミングでもないので、ここにそのままきちっと維持していくというのがいいという感想を持ちましたので、その方向で事務方で相談してやっていくべきとの感じがいたします。

【金本座長】 それでよろしいですか。

【上山委員】 その方向で検討していただければ結構です。

【森重政策評価審議官】 はい。

【森田委員】 別のことです。ちょうど今17ページを開けていたのですが、そこのその一つ下の地方公共団体等への配慮ということで、これはほとんど文章が変わってないところなんですけど、書いてあることは要は国交省が評価をした結果で自治体に迷惑かけないようにしようねということが書いてあるのかなと思います。

今後どうするかということから考えると、昨今の国と地方との役割分担、あるいは、地 方分権というようなことも考えると、もうちょっと次のステップというか、地方と共同し てやっていきましょうという形にならないでしょうか。

あるいは、自治体側が行政評価なりこういう政策評価なりをやるときには、国の施策は もう所与になってしまうわけなんですが、それに対して地域をつくっていく上でそれをど のように変えていくかを国に提言していこうと、自治体が行政評価の中から見いだしてい く動きもあります。ここに書く内容としてはこれでいいのかもしれないんですけれども、 そういう動きを受けて、国としても地方公共団体との役割分担みたいなところも、何か次 の取り組み、5年間の取り組みというところでは考慮していただいた方がいいんじゃない かと思います。

【増田企画専門官】 検討する中で参考にさせていただきたいと思います。

【金本座長】 どうぞ。

【上山委員】 新旧対照表の12ページですが一番下のところに外部評価委員会というのが新しく書いてある。これは多分研究開発の評価のときに出てきた言葉ですね。この言葉がだめだとは思いませんけど、コーポレートガバナンスの世界では第三者性と、英語でいう independent と、この「外部」の使い分けは厳密にしましょうというのが最近非常に話題になっている。

社外役員というのを会社にたくさん入れたんですが、確かに外部ではあるけれど、全部 社長のお友達で、ある意味では持ち合い株の持ち主で利害関係者が多い。そんなのはだめ だという議論が非常に燃え盛っておりまして、外部という言葉はいずれパブリックセクタ ーでもやや疑問視されていく。

第三者というのは、英語の independency とはちょっと意味が違うけれど、割とそれに近い概念です。第三者、イコール、中立で、多くの場合、学識がある人か実務経験がある人という、それは割とすっきりする考え方だと思う。「第三者」の方が一般であって、「外部」というのはやはり特殊ではないかといった議論をされた上でこれをあえて使っておられるのかどうか。

この「外部」というのは何なんだというのは整理された方がいいんじゃないかと思います。

もう一つ、自治体で外部というと、役所の外の人はすべて外部という言い方もするので、 何かこの言葉については吟味をされたほうがいいんじゃないか。使っちゃいかんとも思い ませんけどね。

【増田企画専門官】 今ご指摘があった内容は特に詳しく<u>検討</u>したわけではなく、単に 実施要領に記載のある言葉、固有名詞を使っているだけです。そのあたり、固有名詞であ ることを分かるようにするために、何か検討してみたいと思います。

実際に存在するものをこちらに書いているだけなので、名前を変えるのは無理だと思っております。工夫をしてみたいと思います。

【丹野政策評価企画官】 研究開発の担当にはそういうご意見があったことは伝えます。 【上山委員】 あともうひとつ、小さい話ですが、16ページですね。16ページのこ の下のところにある、その他政策評価の実施に関して必要な事項についてです。ここに施 策等の特性を踏まえた運用というのがあって、右に色々書いてあることが左に簡素化して 書かれています。両方見ると意味が分かってこういうふうに変えるのかなと違和感なく分 かるのだけど、左だけ見るとよく分からない。特性を踏まえたという、「特性」の意味が全 然書かれていないので、左だけ見るといまいちピンとこないですね。

右は多種多様とか書いている。右の最初の2行ですね。最初の2、3行のあたりは割と 分かりやすいですね。だから、私はこの特性の定義は左に少し残しておいたほうがいいん じゃないかなと思う。その他の部分はいろいろごちゃごちゃ書いてあるけど、導入期特有 の話だからもういいかなと思いますけども。

【増田企画専門官】 検討させていただきます。

【金本座長】 その他にございますでしょうか。 基本計画のところでずっと止まっていますが。

【山本委員】 田辺先生。

【金本座長】 田辺先生。

【田辺委員】 基本計画のところを閉じて、後、アセスでございますけれども、基本計画がすっきりするというのはこういうことなんだということが今よくわかったんですが、ひとつ気になったのは統合のメリットを生かすようなところがなくなって、別にこれはもう統合のメリット云々を言う時期でもないだろうという趣旨はわかるんですけれども、実際上、これが入っていることでどうなっていたかというと、政策レビューの対象選定の時に局間をまたがるものとか、旧運輸省系と、旧建設省系が一緒になったものを割と多く取り上げていたんだと思うんです。けれども、それがなくなるとこれはそういう選択というんでしょうか、政策レビューのテーマの選択にある種の影響を与えないのかなということを懸念しております。

要するに、レビューの対象が本当に縦割りになって局別のものだけになってしまうのかなという、そういうところが若干気になったということです。国交省のレビューは非常に読みがいのあるレポートを出しているんですけれども、やっぱり数が多いので絞ることを考える等いろんなことがあるのではないのかなというのが1点目です。

それから、2点目は、このアセスのところなんですけれども、全部させる、それから、 予算で新規要求されるものというのをむしろ限定するという方向はそうなんだろうと思う んですけれども、具体的にこれはどうやって限定を書いていくのでしょうか。 そこのところをお伺いしないと、どうなってしまうのか分からないというところと、あ と、他のレビューであるとか、それから、チェックアップ等の切り分けみたいなことがも うひとつ分からないので、事前・事後の違いはあるんだとは思うんですけれども、そこの ご説明をお願いしたい。

【森重政策評価審議官】 今のご指摘の政策レビューというか統合のメリットについては、特段他意はございませんが、最初に説明しましたように、我々ももう7年近くやってきますと、相当一体感も出てきてメリットも当然だというか、もう乗り越えかかっているようなところがあるものですから、この節目だともういいのかな、という話がそもそもあります。

今、委員がご指摘の、これからも拡充というか続けていかなきゃいけないレビューテーマの横断性ですね。それは担保できるのか、ちゃんとできるのかということなんですけど、それは先ほど申し上げましたように、そのように化学変化が起きていますので自ずとそうなっていくし、ここに書かなくてもやっていくという流れができていて大丈夫だろうという判断があります。

例えば具体的に見ますと、今後の22年度のレビューテーマもすでに決定していますが、 旧建設、旧運輸にもまたがらざるを得ないようなテーマがどんどん出てきています。

例えば、私の前職の鉄道局関係ですと、都市のまちづくりの関係でLRTをどう活用してまちづくりをやっていくかは都市局と鉄道局、道路局など様々な局が関係してきます。 それから、観光では、総合政策局系と一緒にやらざるを得ないし、物流など既にテーマとして出てきていますので、ご懸念は大丈夫じゃないかと思います。

【小島政策統括官】 つけ加えますと、政策レビューに関する検討会を次官を座長にした形で行っており、今回、基本計画にも書き込んでおります。これは必ずしもテーマの検討だけじゃなくて、政策に関するあらゆることが議論できる形で位置づけておりますので、ご指摘のような懸念は起こり得ないと思っています。

【増田企画専門官】 残りのアセスの話でございますが、資料2-5で政策アセスメントのあり方について、という一枚紙を出させていただきました。今は全部の施策等を対象にするという基本計画の仕組みなんですが、実際のところは色々と指示をして新規性のあるもので主な新規施策等に限定するような形にしています。具体的には会計課でつくっている概算要求時のパンフレットがあるんですが、その中に主な新規施策等が列挙されているページがあり、それとほぼ見合うような形になるようにしています。

それにつきまして、今回の変更で社会的影響の大きいもので必要に応じ、という形にするわけですが、これは他省庁も大体同じような書き方なんですけれども、実際どうやって限定するかというのは、ここにも書いていますがまだ議論中でして、一番スタンダードなやり方とすれば新規施策で予算の国費が何億円以上、1億円が多いようですけれども、そんな形でやるのかなというのが今考えていることです。これについては会計課等とも相談しているところでありますので、まだ検討中であります。

【田辺委員】 今の絡みなんですが、こちらのいただいた個票なのですが、基本的には あまり概算要求の表の紙と違えると面倒くさいとは言いませんけど、手間ですので、また、 おそらく実際にこれをつくり上げる時期も予算要求の時期に近いと思うので、そういった 点を考慮して、上山委員の発想も分かるんですけれども、ルーチンとして回していくとい うのも定着させることには若干大切だとは思いますので、ご配慮いただければと思います。

【金本座長】 その他に。では、松田委員。

【松田委員】 個票についてちょっと質問なんですが、先ほど2ページ目の有効性の説明が非常に難しいというお話がありましたが、それと、1ページ目の目的や指標のレベルのところとちょっと関連しているので、どうも何か書き方がすっきりしていないなという気がするんですね。

まず、1点は、その上の施策などの概要のところで、3つ目の丸で、「誰が、どこで、何をするのか。その結果、アウトプットとして何がもたらされるのか。」何をするのかというのはアウトプットですよね。何かその結果というとアウトカムが出てくるのかなと考えるのでちょっとここはダブっているような気がします。

下の方の目的でアウトカムを明らかにすると書いてありますよね。指標のところなんですけど、指標には当然指標の項目と、それから、目指すターゲットのレベルがあって、そのレベルは何を根拠にして設定したのか。例えば、ベンチマークなのか、過去の推移なのか、もちろんチャレンジでとんでもなくストレッチしたものなのかということが多分ここに書かれる。それと、先ほどの2ページ目の施策等の有効性のところの、どの程度向上させるかの予測も明らかにするようという指示があって、どっちに何を書いたらいいのかなというのがちょっとわかりにくかったんですね。

それと、ここでは、ここに書かれた施策だけの有効性を書いてると多分かなりトートロジーになると思うので、この施策を計画するに当たっていろいろ比較した選択オプション などがあると思うんですが、その選択オプションと比較するとこれだけ有効であるとかと いうような書き方ができないかどうか。ちょっとごめんなさい。そこについて、明快な答えはないんですけれども。

【増田企画専門官】 ありがとうございます。

ご提案をいただいたと思いますので、参考にして、今後検討させていただきたいと思います。

【田辺委員】 今との絡みなんですけれども、必要性、効率性、有効性という3つの観点でやれということになっているんですが、有効性との絡みで面倒くさくなるのは必要性だと思うんですね。必要性と有効性の関係だと思うんですけれども、必要性の説明というのはすごく単純でありまして、なぜやるかということだったと思うんですね。

有効性を事前にやるときにこの書き方をやるとちょっとまずいなということでして、どういうことかというと、有効性の場合には施策等をやってどこまで業績を上げるか、業績というか社会経済において影響を与えるのか、どこまで達成するのか、何が変わるのか、どこまで変えたいのかというところを書くんだと思うんですね。

これ、一番初めの上の書き方だと、目標達成にどれだけ寄与するかということになるので、政策体系の上位部分にどこまで寄与するかということになると思うんですけれども、 それは確かにそうなんですけど、実際に結果出せるのかよというところが有効性の一番大切なところなので、いかがなものかと思います。

ここの括弧書きに書いてあるようなところ、つまり関連する業績指標等でどこまでやる んだ、やってどこまで達成したいんだということが重要です。例えば、バリアフリーのと ころが60%までいくのかとか、そこのところが重要であって、この書き方にすると目標 と絡めて書いちゃうので、おそらく必要性に近い定性的な記述に終わる可能性があるので、 そこはもう少し切り分けていただいた方が趣旨がはっきりするんではないのかなという感 じがいたしました。

【金本座長】 では。

【上山委員】 ちょっと時間がないので手短に言います。

さっきから色々と言ってきましたが、私はこの基本計画の見直しということ自体の説明 責任というのが問われるんじゃないかと思うんですね。評価の仕方をある意味では変える わけです。基本的にはこれは省内向けだけれども、こういう理由で変えましたという説明 が、外向けにも耐えられるようなロジックが要る。

さらに言うと、紺屋の白袴みたいなところがある。政策評価の担当部門もPDCAを自

ら回すべきです。つまり、過去の政策評価について「当初こういう目的で始めました。当時はこんな議論があって、こういうことをした」と整理する。それについて、「今、このように達成できた」とか「できない」とかという総括をする。その上で「たまたま見直しの時期なので基本計画についても見直しました」とする。「そうしたら、こういう問題点が出てきました。それでこういう基本思想に基づいて見直しすることにした」とまとめる。こういう前段の部分が何かすっかり抜け落ちている感じがする。

手続としての基本計画書という書類は、確かにバージョン1がバージョン2に変わっていて作業はちゃんとされている。しかし、バージョン1が2に変わるときにPDCAのチェックをした上で変えたという形跡がよく見えない。

それから、私は変えるに当たっての基本思想をやっぱり新しい基本計画に書かれていてもいいと思う。つまり「はじめに」というのがない。基本計画の法律の趣旨みたいなところが書いてあって、要するに改訂版のときの最初の書き出しと、バージョン1のときの最初の書き出しとが同じようになっている。初めて法律ができたときに書くときと同じ書き方であって、改訂したという形跡が全然見えない。

過去をすべて消してしまっていいのかどうか。特にこの評価の作業については結構慎重 であるべきだし、なぜ変えるのかという説明はちゃんとする必要があります。

そういう意味で突き詰めますと、この資料2-1は私はだめだと思います。今までの政策評価はこのようにやりました、その結果、ここができてここができてないので、今後はこうしたい、ついてはこういうふうに変えますという、そういう分析的なロジックが全くない。単に基本計画の書類を変えた要点を要約で書いてあるだけですね。こう変えますと言ってるだけです。

この書類を今後どのようにどう使うかは知りません。書いてあることも間違っていない。 しかし、ここに書いてある情報だけでは正しく理解もされないし、外から批判を受ける可 能性も否定はできない。

【松田委員】 多分、私たちはこの新旧対照表で議論していたからあまり気づかなかったんですけど、この改正後の資料を見ると、確かに上山委員がおっしゃるように一番最初の基本的な考え方が変更案についてだけで、現行の本当のスタートの時の心意気が全部飛んでしまっているのでもったいないと思いました。

現行のパラグラフの2つ目の下には、「21世紀型国土交通行政を目指す改革の重要な手段として位置付け」、「真に必要な施策等の企画立案・実施に向けた省全体としての総合的

な行政マネジメントの確立を目指すものである」と書いてあるので、やはりそれを何か前 文か何かに残して、こういうふうにスタートしたものを今回こういうふうに直すとしてい ただいたほうが、精神が伝えられるのではないかなと感じました。

【金本座長】 今日は早く終わると思ったんですが、時間になりましたので。

基本計画にあんまりいろんなことを書くのはそぐわないのかなと思いますが、いろんな考え方についてはそれなりに説明をいただくのかなと思います。もともとあんまり大きなことはやらないというものなので、詳しく説明しているとボロが出るという感じかなと思いますが、いただいたコメントを考えながらこれからしっかりやっていただければと思います。

あと、この政策アセスメントの有効性のところについて、事務局が悩んでおられるようなんですが、ひとつは、こうすると有効かどうかを書けというようにみんなとるんですね。 その前段に施策の効果は何かと、どういう効果が予測されるかというのを書けというように書かせた方がいいと思います。

ある程度ニュートラルにそういう情報を出させることで、有効であるということを書き たいというか書かせたいというように思わせない方がいいのかなと思います。

最後に、マネジメント改革のことが色々出ていましたが、過去の経緯を思い出してみると、日本の政策評価というのは海外の政策評価と若干違う側面があって、いろんなものが全部入っているんですね。海外でこういうマネジメント改革の政策評価と言われているものは、マネジメント改革のために民間の目標管理型を入れるといったものです。日本の場合は海外で常識になっていたアメリカでPolicy development と言われていたもので、政策をやるときには事前に政策を分析してちゃんと効果がある良い政策を選ばなきゃいけないという方針があって、それは日本ではあんまりちゃんとやっていないので、それをやろうというのがまず入ってきている。

もう一つは、アメリカでプログラム評価と言われているもの。もうちょっと幅広く政策、 あるいは、大きな政策体系自体がどういう効果があってどういう問題があるかというもの を、数年ごとにレビューしようとするもの。こういうものもやっていなくて、これも入っ ている。最後にマネジメント改革も入っている。こういう構造になっていますので、こう いうところにマネジメント改革というものをどのように入れるかということを多分悩まれ て、後ろのほうにこそっと入れたといったことかと思います。

そういったことも前提に、どこにどのように書き込むかということはちょっとお考えい

ただければと思います。

というところで、あと何か特にというのはございますでしょうか。

では、今回の議事はこれで終わりということにさせていただいて、あとは事務局の方でお願いいたします。

【増田企画専門官】 貴重な多くのご意見、ありがとうございました。

今後の検討に活かしてまいりたいと思います。

本日の議事概要は速やかに当室の文責で作成の上、ホームページで公表いたしますので、 ご了解いただきたいと思います。

議事録についても先生方のご確認をいただいた上で公表することとしておりますので、 よろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

— 了 —